

# 国民健康保険証は 12月2日以降 新たに発行されなくなります

現行の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなります。

その後は、マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行します。

ただし、移行後も

## お手元の健康保険証は、有効期限までの間は使用できます。

※後期高齢者医療保険加入者の方の有効期限は【2025年7月31日】となりますのでご注意ください。



まだマイナ保険証をお持ちでない方は、ぜひ、マイナンバーカードの取得、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行ってみませんか。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録は医療機関等のカードリーダーからできます。

### 令和6年12月2日以降の取り扱い

| マイナンバーカード保有の有無 | 保険証としての利用登録の有無 | 令和6年12月2日以降の取り扱い                                                                                                                       |
|----------------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 持っている          | 利用登録あり         | <b>マイナ保険証として使用</b> できます。<br>また、ご自身の資格情報を簡易に把握できるよう、現在お持ちの保険証の有効期限が切れる前に【 <b>資格情報のお知らせ</b> 】を発行します。                                     |
| 持っている          | 利用登録なし         | マイナンバーカードを保険証として <b>利用登録</b> をしていただくとマイナ保険証として使用できます。<br>お持ちの保険証の記載内容に変更が生じた場合や有効期限が切れる前に保険証の代わりに【 <b>資格確認書</b> 】を発行します。               |
| 持っていない         | —              | <b>マイナンバーカードを取得</b> したあと、保険証として <b>利用登録</b> していただくとマイナ保険証として使用できます。<br>お持ちの保険証の記載内容に変更が生じた場合や有効期限が切れる前に保険証の代わりに【 <b>資格確認書</b> 】を発行します。 |

### 令和6年12月2日以降に資格情報に異動が発生した場合は？

- ・転入や転出、住所変更、世帯主変更
  - ・出生や死亡
  - ・社会保険等の離脱や加入
  - ・修学、進学等によるマル学適用
- など・・・

これまでどおり、保健福祉総合センター窓口で異動届の提出が必要です！

## よくある質問

Q. 資格確認書の発行には申請書が必要か？

A. 基本「申請不要」です。マイナ保険証の利用登録をしていない方には、今お持ちの健康保険証の有効期限がきる前に「資格確認書」を申請不要で発行します。ただし、紛失による再発行やマイナ保険証の利用解除等により新たに資格確認書の発行を受ける場合には、必ず保健福祉総合センター窓口にて交付申請書の提出し発行を受けるようお願いします。

社会保険等の脱退による国民健康保険への加入、または社会保険等への加入に伴う国民健康保険の脱退手続きは、保険証発行が廃止された後も必要か？

A. 猿払村国民健康保険にかかる加入・脱退手続きは、保険証発行の廃止後も必要です。また、マイナ保険証をお使いの場合も同様に手続きは必要となりますので、猿払村保健福祉総合センターへお越しください。

Q. マイナ保険証を持っている人に発行される【資格情報のお知らせ】とはどういったものか？

A. マイナ保険証を利用されている方の資格情報を簡易に把握できるもので、新規資格の取得時や受診時の窓口負担割合の変更時（70歳以上の被保険者のみ）等に発行され、氏名、被保険者記号・番号・枝番、負担割合（70歳以上のみ）等が記載されます。また、スマートフォンをお持ちの方は、マイナポータルにてご自身の資格情報を確認することも可能です。なお、原則【資格情報のお知らせ】だけで病院等を受診することはできません。

Q. マイナ保険証を利用してたが、マイナンバーカードを紛失し、再交付申請中です。新たにカードが交付されるまでの間に病院等を受診するにはどうすればよいか？

A. ご本人様の申請により、一時的に【資格確認書】を発行します。資格確認書により病院等を受診していただくことが可能です。申請方法については、猿払村保健福祉総合センター窓口までお越しください。

Q. マイナンバーカードに大事な情報が入っているか？

A. マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報は入っていません。また、カード裏面のマイナンバー（12桁）を知らただけでは悪用されません。保険証利用時、病院等がマイナ保険証で参照できるデータは、現行の健康保険証と同じ情報と、ご本人の同意があった場合のみ、受けている治療内容やお薬の履歴のみとなります。

## お問い合わせ先

猿払村 保健福祉課 福祉医療係

〒098-6234 北海道宗谷郡猿払村鬼志別北町28番地 保健福祉保健センター

電話 01635-2-2040

FAX 01635-2-2075

猿払村ホームページ  
(健康保険証とマイナンバーカードの一体化のお知らせ)

